

記者発表資料  
令和5年2月17日  
林業振興課地域林業振興班  
担当：佐藤，名和  
電話：022-211-2914  
rinsint@pref.miyagi.lg.jp

## 「野生たらのめ」の出荷制限一部解除について (栗原市旧市町村単位での出荷制限解除)

令和5年2月17日，原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から，下記のとおり出荷制限の解除について指示がありましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 出荷制限解除の対象

平成26年4月25日付けで原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から，出荷制限が指示されている栗原市で産出された「野生たらのめ」

#### 2 経過

- 平成26年4月23日に，栗原市の「野生たらのめ」を検査した結果，食品の基準値（100 Bq/kg）を超える放射性セシウムが検出（160 Bq/kg）され，平成26年4月25日に出荷制限が指示された。
- 平成26年5月から令和4年4月までに検査した119検体の放射性物質濃度は平均値22.1 Bq/kgで，基準値を下回り，安全性を確認した。

#### 3 出荷制限解除地域

今回，出荷制限解除となる地域は，栗原市内の旧築館町，旧栗駒町，旧高清水町，旧一迫町，旧瀬峰町，旧金成町及び旧志波姫町の地域。

#### 4 解除後の出荷管理及び検査等

- 解除の対象となる出荷者は，県の認証登録を受け出荷する。
- 認証登録者の出荷物には，販売単位ごとに品目，採取地，収穫日並びに認証登録者の住所及び氏名を明示し，認証登録された販売施設（近隣の直売所，道の駅等）に限定して販売する。
- 流通業者等に対し，認証登録者情報を周知するとともに，栗原市と連携して巡回指導及び監視を実施する。
- 県は，出荷前に栗原市内の発生状況を確認し，3検体以上の検査を実施するとともに，出荷期間中に毎週1検体以上の定期検査を実施する。

#### 5 参考

- 出荷制限と解除の状況  
出荷制限指示が継続されている旧若柳町，旧鶯沢町，旧花山村については，栗原市と連携し継続してモニタリング検査を実施する。
- 出荷制限解除の仕組み  
市町村又は旧市町村単位等の範囲で出荷制限解除の申請を行い，制限解除が指示される。

※ 令和5年2月17日現在の宮城県内の林産物の出荷制限等の状況については，別紙「林産物の出荷制限及び出荷自粛の状況」のとおりです。

(別紙) 林産物の出荷制限及び自粛等の状況

令和5年2月17日

市町村名	原木しいたけ (露地)	原木しいたけ (施設)	※さそつ (ごごみ) ※解除	こしあぶら	たけのこ	たらのめ (野生)	ぜんまい	わらび (野生)	原木むきたけ	野生きのこ	原木なめこ	備考 (制限or自粛)
白石市	●24.1.16				●H24.5.1 ※27.4.24解除							制1
角田市	●24.1.16 ※H30.4.24(1名)解除											制1 一部解除1
蔵王町	●24.3.15											制1
七ヶ宿町	●24.5.10 ※H29.7.11(1名)解除 ※H29.11.28(2名)解除 ※H29.12.14(1名)解除 ※H30.4.27(1名)解除 ※R1.8.8(1名)解除 ※R3.7.17(1名)解除			●24.5.11								制2 一部解除1
村田町	●24.4.5 ※H30.4.24(1名)解除									●28.9.12		制2 一部解除1
川崎市	●24.5.7 ※H28.12.22(1名)解除											制1 一部解除1
丸森町	●24.3.8 ※H31.2.14(1名)解除				●24.5.1 ※26.4.17 旧耕野村解除 ※27.4.24 旧丸森町、旧小斎村解除 ※30.11.28 旧葦南村、旧大内村解除 ※R4.3.30 旧金山町、旧館矢間村、 旧大張村(非破壊検査)解除		●24.5.11 ※02.4.15 栽培ものに 限る解除					制3 一部解除3
仙台市	●24.4.27 ※H27.2.18(2名)解除 ※H27.7.21(3名)解除 ※H28.1.8(2名)解除 ※R1.10.1(1名)解除 ※R2.3.5(1名)解除 ※R4.1.21(1名)解除 ※R4.6.23(1名)解除 ※R4.12.23(1名)解除									●26.9.24		制2 一部解除1
名取市	●24.4.27 ※H30.1.8(1名)解除 ※R3.1.9(1名)解除											制1 一部解除1
富谷市	●24.5.7											制1
大和町	●24.5.7 ※H27.2.18(1名)			●25.5.7								制2 一部解除1
大衡村	●24.5.18 ※H29.3.31(1名)解除	○25.12.18 ※27.12.25(2名)解除 ※29.5.25(1名)解除										制1、自1 一部解除2
大崎市	●24.4.20 ※H27.4.10(1名)解除 ※H27.9.28(1名)解除 ※H28.9.27(1名)解除 ※H30.2.13(1名)解除 ※R4.12.1(1名)解除		●24.4.27 ※H27.6.23 (栽培) H29.5.23 (野生)解除	●24.5.9	●28.6.7 旧三本木町に 限る) ※30.10.25解除	●26.4.25 ※4.2.9解除	●24.5.17	●30.5.28		●24.10.18		制5 一部解除1
加美町	●24.4.27 ※H27.9.11(2名)解除 ※H28.9.17(1名)解除 ※H28.12.19(1名)解除 ※H29.4.6(1名)解除 ※H29.8.8(1名)解除 ※H30.1.12(1名)解除 ※R2.1.10(1名)解除		●24.5.2 ※27.5.25解除					●30.5.28				制2 一部解除1
色麻町	●24.5.9 ※H29.10.11(1名)解除											制1 一部解除1
栗原市	●24.4.12 ※H28.1.25(1名)解除 ※H28.6.2(1名)解除 ※H28.9.27(1名)解除 ※H30.9.10(1名)解除 ※R1.12.16(1名)解除 ※R3.12.16(1名)解除 ※R4.7.1(1名)解除 ※R5.1.16(1名)解除		●24.4.27 ※30.11.13 解除	●24.5.7	●24.6.29 ※27.7.17 旧築館町、旧高清水町、 旧瀬峰町、旧志波姫町 解除 ※29.10.11 旧若柳町解除 ※31.2.14	●26.4.25 ※R5.2.17 旧築館町、旧栗駒町、 旧高清水町、旧一迫町、 旧瀬峰町、旧金成町、 旧志波姫町			○23.11.16 ※28.2.2(1名)解除 ※30.1.19(1名)解除 ※1.12.10(1名)解除 ※1.12.17(1名)解除 ※3.12.15(1名)解除	●24.10.18		制5、自1 一部解除4
石巻市	●24.4.19 ※R2.7.13(1名)解除											制1 一部解除1
東松島市	●24.4.25											制1
登米市	●24.4.25 ※H26.8.26(2名)解除 ※H27.2.13(2名)解除 ※H28.4.22(1名)解除			●24.5.7						●04.2.9		制3 一部解除1
気仙沼市	●24.4.11 ※H27.8.25(1名)解除		●24.5.9 ※29.7.24 解除	●24.5.11		●26.4.25 ※30.8.6解除	●24.5.11			●02.12.25 ※03.9.10野生 生マツタケ (非破壊検査) 解除	○24.11.2 ※29.2.10 (1名)解除 ※30.11.27 (3名)解除 ※1.12.18 (1名)解除 ※R5.2.3 (1名) 登録削除	制4、自1 一部解除3
南三陸町	●24.4.11 ※H27.7.17(1名)解除 ※H27.12.25(1名)解除 ※H29.1.6(1名)解除			●24.5.9						●02.12.25		制3 一部解除1
出荷制限計	21	0	0	7	2	1	3	2	0	7	0	制4 3
出荷自粛計	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	自3

凡 例 ●出荷制限指示の日 ○出荷自粛要請の日 ※出荷制限解除の日

解除された原木しいたけ(露地栽培)生産者数:計59名  
解除された原木しいたけ(施設栽培)生産者数:計3名  
解除された原木むきたけ(露地栽培)生産者数:計5名  
解除された原木なめこ(露地栽培)生産者数:計5名

※「出荷自粛」と「出荷制限」

・「出荷自粛」は、その市町村(A)で初めて基準値を超えた場合、知事から生産者に対して「出荷自粛」を要請する。  
・「出荷制限」は、「出荷自粛」市町村の周辺市町村(B)において、同一品目から基準値を超えた場合に、(A)(B)の市町村に対して原子力安全対策本部長(内閣総理大臣)から出荷制限指示される。  
注「原木しいたけ(露地)(施設)、原木むきたけ、原木なめこの出荷制限解除・自粛解除は、すべて「県の定める管理計画に基づき管理されることが確認できた特定の生産者に対する限定解除」であり、( )内の人数は、解除日より新たに出荷再開できることになった人数である。